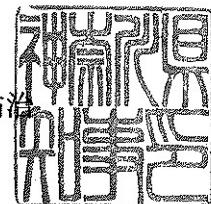


水第1445号
令和5年7月21日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



区画漁業の免許申請について（諮問）

令和5年5月15日付けで神奈川県海区漁場計画を公表し、免許の申請期間を公示したところ、別添のとおり申請がありましたので、漁業法第70条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



区画漁業免許申請内容の審査について

1 申請状況

| 項目 | 根拠等 | 確認状況等 | 審査結果 | 備考 |
|------------|---|--|------|------|
| 申請書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の免許、免許すべき者の決定及び休業中の許可に係る審査基準 ・漁業権免許申請手続き等説明会資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書（手数料 3,700 円） ・総会議事録 ・登記事項証明書 ・組合員等の世帯数等調査 ・組合員の世帯数調書 ・氏名住所一覧 ・事業計画書 | 適 | 別紙 1 |
| 免許申請決議 | 水産業協同組合法第 50 条 | 総会により総組合員の半数以上の出席でその議決権の 3 分の 2 以上の多数により可決されている。 | 適 | |
| 免許についての適格性 | 漁業法第 72 条第 2 項第 1 号 | 現に存する区画漁業権の漁業権者である漁業協同組合 | 適 | |
| 免許すべきものの決定 | 漁業法第 73 条第 2 項第 1 号 | 海面利用制度等に関するガイドライン（2水管第 499 号 令和 2 年 6 月 30 日 水産庁長官通知） | 適 | 別紙 2 |

2 根拠法令 等

(1) 漁業法

(漁業の免許)

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(免許をしない場合)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

(免許についての適格性)

第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - 二 暴力団員等であること。
 - 三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- 2 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権 その組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
 - 二 団体漁業権（前号に掲げるものを除く。） その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業（海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第百六条第四項において同じ。）を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
- 3 前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人（株式会社にあつては、公開会社の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。
- 4 第二項の規定は、二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。
- 5 第二項第一号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該団体漁業権の内容たる漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合又は同項第二号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対して当該漁業の免許を共同して申請することを申し出た場合には、申出を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正当な事由がなければ、これを拒むことができない。

(免許をすべき者の決定)

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

- 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請があ

る場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

(2) 漁業法施行規則

(漁業の免許の申請)

第二十五条 法第六十九条第一項の漁業の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 申請に係る漁業権の内容

三 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合には、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名及び生年月日を証する書類

二 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書

三 事業計画書

四 法第七十二条第一項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

五 法第七十二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

六 申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合には、漁業権の得喪又は変更を議決した総会の議事録の抄本

七 その他都道府県知事が必要と認める書類

(3) 海面利用制度等に関するガイドライン

(2水管第499号 令和2年6月30日 水産庁長官通知)

第4 漁業権

1 漁業の免許

法第73条第2項第1号の場合は、漁場を「適切かつ有効」に活用しているかどうかの判断を行う際に確認すべき項目を示したチェックシートを添付するので、これにより運用されたい。

漁業権（分割・変更）の免許、免許すべき者の決定及び 休業中の許可に係る審査基準

（趣旨）

第1条 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）に定めるもののほか、法第69条の規定による漁業の免許申請、法第73条第2項第2号の規定による免許すべきものの決定、法第76条第1項の規定による漁業権の分割または変更及び法第88条第1項の規定による休業中の漁業許可について定めるものとする。

なお、この審査基準は行政手続法第5条第1項に基づき定めたものである。

（審査基準）

第2条 免許又は許可については、法第71条（免許をしない場合）、第72条（免許についての適格性）、第73条（免許をすべきものの決定）、第76条（漁業権の分割又は変更）、第83条（登録した権利者の同意）、第108条（組合員の同意）及び第88条（休業中の許可）に基づき審査する。

2 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）が申請する場合は、次の各号を満たすこと。

- (1) 総会又は河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合の総代会（以下「河川総代会」という。）において水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（第52条第6項及び第8項並びに第86条第2項並びに第92条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく特別会議で議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決（以下、併せて「特別決議等」という。）が行われていること。
- (2) 組合等が定置網漁業又は区画漁業を営む場合には、定款に当該事業が記載されていること。
- (3) 組合等がその有する区画漁業又は第1種共同漁業を内容とする団体漁

業権を分割（変更）する時は、法第108条に基づく同意を得ていること。

3 法第73条第2項第2号に該当する場合には、定置網漁業権については次の1号から8号を、また区画漁業権については次の1号から10号を満たすと見込まれる者に対して免許をするものとする。

- (1) 漁業関係法令を遵守していること。
- (2) 漁具の適切な使用・設置を行うこと。
- (3) 漁場紛争を起こさない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組むこと。
- (4) 資源管理を適切に実施すること。
- (5) 漁具や養殖施設を放置するなど、他者の漁業生産活動を妨げないこと。
- (6) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用しないこと。
- (7) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていないこと。
- (8) 漁獲量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大等に資する事業計画であること。
- (9) 魚類防疫の観点から適切な対応をすること。
- (10) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させないこと。

4 前項に該当する申請が複数あったときは、前項各号を満たす者のうちからその内容を勘案し、免許すべき者の決定をするものとする。

5 申請者から要求があった場合は、前項の決定に至る経過を申請者に対して開示するものとする。

（添付書類）

第3条 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる関係書類を添付すること。

- (1) 共同申請する場合には、共同経営に関する契約書、持ち分に関する書類、代表者選定届、代表者を変更する場合には、代表者変更届
- (2) 定款
- (3) 規約
- (4) 登記事項証明書

- (5) 組合員、社員又は株主の名簿
- (6) 現住所を証する書類
- (7) 当該法人の事業歴並びに社員又は株主の職歴及びその出資状況に関する書類
- (8) 漁業に関する職歴に関する書類
- (9) 事業計画書
- (10) 漁場の敷地の所有者又は水面の占有者の同意又は法第 71 条第 2 項の規定による裁判所の許可のあったことを証する書類
- (11) 法第 72 条、第 73 条第 2 項第 1 号の要件を満たすことを証する書類
- (12) 第 2 条第 3 項の要件を満たすことを証する書類
- (13) 年間の計画増殖量（内水面に係る第 5 種共同漁業権に限る）
- (14) 組合法第 50 条第 4 号により、総会、河川総代会又は総会の部会において特別決議等で議決したことを証する書類（議事録の抄本）
- (15) 分割（変更）の場合は、(14) の書類に変更される内容が具体的に記載されたもの
- (16) 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 5 条の飼育等の許可を得たことを証する書類
- (17) 分割（変更）申請の場合には、分割（変更）申請理由書、その他分割（変更）内容に関する書類
- (18) 分割（変更）の場合には、法第 83 条または第 108 条の規定に基づく同意書

2 申請書及び前項の関係書類は 2 部ずつ提出すること。

附 則

- 1 この審査基準は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 漁業権（分割・変更）の免許及び休業中の許可についての審査基準（平成 25 年 5 月 1 日施行）は、廃止する。